

# 医療保険から徴収検討

## 歳出削減で負担相殺探る

3兆円規模の少子化対策の実施に向けて、政府は約1兆円を社会保険料に上乗せする「支援金」で徴収する検討に入った。国民1人あたり月約500円の負担増。政府は社会保障の歳出改革と組み合わせ、実質的な負担増「ゼロ」にしたい考え。だが改革には「痛み」を伴い、暮らしへの影響も避けられない。

▼1面参照  
支援金は医療保険料とともに徴収する方向。健康保険組合や国民健康保険など制度ごとに負担額を割り当てる案を検討中。75歳以上の後期高齢者も対象とする方針だ。

後期高齢者は2024年度から出産育児一時金の一部を負担することが決まったばかり。この制度改正では、全ての医療保険料収入のうち、後期高齢者分が7%を占めることから、一時金も同じ

割合を負担することにした。新たな支援金でも同様の仕組みが検討され、後期高齢者1人あたりの負担額は、単純計算で月300円程度になる。

子育てに直接関わらない人にも負担増に理解を求めるため、政府は公的医療保険や介護保険にかかる費用を抑えることで、高齢化による保険料の増加を鈍化させ、支援金に加わっても保険料全体で個人の負担が増えないようにしたい考えだ。

官邸幹部は「少子化対策のための負担増と社会

一方、政府・与党では今後、16〜18歳の扶養控除の見直しも議論される見通しだ。児童手当の対象を高校生世代にも拡大する方針を受けたものだが、制度設計によっては

## 保障費の歳出改革で、実質的にプラスマイナスゼロにしたい」と話す。今年度予算の社会保障費は全体の3割以上を占める36兆8889億円で過去最多。「少しの歳出改革で大きな金額が期待できる」とみる。

ただ、歳出改革では医療、介護サービスの削減や患者らの自己負担増が検討対象になるため、利用者や業界団体から反発も予想される。首相周辺は「これからの大変な作業だ」と漏らす。

（村井準人、西村美史）

高所得者の負担増になる可能性がある。扶養控除は養っている親族の人数に応じて税金の負担を軽くする仕組み。所得税の場合は、16〜18歳の子とも1人につ

## 扶養控除見直し検討

き38万円を控除できる。給与収入からころうした各種の控除を差し引いた「課税所得」によって適用される税率が決まる。住民税にも38万円の扶養控除がある。

民主党政権時代に、子ども手当（当時）を創設する一方、15歳以下の扶養控除は廃止された。このため今回、高校生を見守る児童手当にする場合は「扶養控除との関係を整理する必要がある」（鈴木俊一財務相）という考え方だ。

仮に扶養控除を廃止し、高校生に月1万円の児童手当を配るなら、多くの世帯は得になりそうだ。

所得税は税率が5%から45%まで7段階あるが、納税者のうち6割は最低税率の5%、10%以下でみれば8割が適用されている。単純化して計算すると、所得税率5%の人の扶養控除がなくなると、負担増は年1万9千円。住民税率は一律10%なので負担増は3万3千円で、計5万2千円となる。児童手当の年12万円

の方が得となる。一方、税率23%が適用される課税所得69.5万円以上の人の場合、同様に計算すると年12万400円の負担増となり、児童手当の12万円よりも負担が大きくなる。扶養控除を廃止せずに一定割合の縮小にとどめれば、こうした高所得者の負担増も抑えられる。（松山尚幹）